

	内容	対象者
<p>①訪問理容サービス</p>	<p>在宅で理容サービスを行う。                      ・利用料金：理容代金実費負担                      ・委託料：1,050円（益田地域）                      2,090円（美都・匹見地域）                      ※交通費相当                      ※1月当たり1回を限度とする</p>	<p>市内に住所のある65歳以上の身体虚弱、寝たきり又は認知症等のため、外出が困難な者。</p>
<p>②軽度生活援助サービス</p>	<p>介護保険における訪問介護サービスの該当にならない下記のサービスを行う。                      1 庭・庭木等家の周りの手入れ                      2 家屋の軽微な修繕、電気機器の軽微な修繕等                      3 除雪                      4 家財道具の移動                      5 台風等自然災害への防備                      6 その他生活支援に資する軽易な日常生活上の援助                      ・利用料金 1時間 130円                      ・委託料 1時間 1,170円                      ※年4回以内で1回当たり4時間を限度とする                      ※作業内容は、生活動線上の軽度な作業。現場確認をして、サービスに該当しないこともある。</p>	<p>市内に住所を有する65歳以上かつ要支援以上の認定のある者で、（居住常態の）世帯全員の市民税が非課税である者。  <u>（4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく）</u></p> <p>&lt;例&gt;                      ①草刈りと草ぬきと剪定を実施した時間が、「草刈り2時間」「草ぬき4時間」「剪定2時間」かかった場合、合計3回の利用となる。                      ②草取りを実施した時間が、5月1日に3時間、5月2日に1時間かかった場合、合計2回の利用となる。</p>

③寝具類洗濯  
乾燥消毒サ  
ービス

内容	対象者
<p>寝具類洗濯乾燥消毒サービスを行う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用料金 1枚当たり</li><li>1 掛け布団 500円</li><li>2 敷き布団 500円</li><li>3 掛け布団化繊 300円</li><li>4 敷き布団化繊・肌布団化繊 300円</li><li>5 毛布シングル 200円</li><li>6 毛布ダブル 200円</li><li>7 シーツ袋状 50円</li><li>8 こたつ上掛け 300円</li><li>9 こたつ敷き 300円</li><li>10 こたつ布団 300円</li></ul> <p>・委託料 1枚あたり 450円～4500円</p> <p>※年2回を限度とする。 (季節に応じた寝具の利用が適当である) (一度に同じ種類の寝具類を2枚利用することはできない。)</p> <p>・実施時期は6月・9月・12月・3月</p>	<p>市内に住所を有する65歳以上の、独居世帯又は高齢者世帯に属する身体虚弱、寝たきり若しくは障がい等により寝具類の衛生管理が困難な者で、(居住常態の)世帯全員の市民税が非課税である者。</p> <p><u>(4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく)</u></p>

## 内容

## 対象者

### ④ 通所託老サービス

介護保険の居宅サービス費の利用枠を超える場合、必要に応じて通所サービスを利用することができる。

	利用者負担		市の委託料
	利用料金 1回	食事代	
要介護1	2,370円	施設が定めた 料金	5,560円
要介護2	2,790円		6,510円
要介護3	3,210円		7,510円
要介護4	3,630円		8,490円
要介護5	4,050円		9,470円

市内に住所を有する要介護認定のある者。かつ介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えた者のうち、さらに通所介護サービスが必要と認める者で、  
(居住常態の)世帯全員の市民税が非課税である者。  
(4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく)

### ⑤ 入所託老サービス

介護保険の居宅サービス費の利用枠を超えた場合、必要に応じて短期入所施設への入所ができる

	利用者負担		市の委託料
	利用料金 1日	食事代 居住費	
要支援1	1,350円	施設が定めた 料金	3,160円
要支援2	1,680円		3,930円
要介護1	1,800円		4,230円
要介護2	2,010円		4,710円
要介護3	2,230円		5,220円
要介護4	2,440円		5,710円
要介護5	2,650円		6,190円

市内に住所を有する要支援以上の者、及び認定のない者で市長が特に認める者(注1)、かつ介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えた者のうち、さらに短期入所サービスが必要と認める者で、(居住常態の)世帯全員の市民税が非課税である者。  
(4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく)

(注1)要介護認定申請中であり、審査会の結果がまだ出ていない場合などである。

[入所託老サービスの利用する状況の例]

- ・介護者が疾病又は出張の時
- ・居宅の住宅を要介護者又は要支援者向けに改造する時 など

※ひと月あたり7日を限度。  
(繰り返し何ヶ月も利用できるものではない。)

## <留意点と必要書類>

### ■新規申請の流れ

通所託老サービス  
入所託老サービス  
寝具類洗濯乾燥消毒サービス  
軽度生活援助サービス

①本人より、「益田市高齢者支援事業申請書」と「承諾書（非課税世帯の確認）」をケアマネジャーを通じて市に提出。

同居者が市外に住民票を置いている時は、同居者から課税証明等を取ってもらって一緒に提出。

\* 申請書・承諾書は、本人が記入、又は家族の代筆

②ケアマネジャーより必要書類を同時に提出。

（本人や家族の状況・状態把握のため）

③課税世帯であった場合は、申請の取り消し又は却下をする。

訪問理容サービス

①本人より、「高齢者支援事業申請書」をケアマネジャーを通じて市に提出。状況について相談。

②ケアマネジャーより必要書類を提出。

## ■必要書類と留意点

サービス名	必要書類	留意点
軽度生活援助サービス 寝具類洗濯乾燥消毒サービス 訪問理容サービス	<input type="checkbox"/> 個人現況情報 <input type="checkbox"/> ケアプラン <input type="checkbox"/> 軽度生活援助サービス <input type="checkbox"/> 依頼内容票	利用時は、その都度市に連絡をする。 <u>年度が変わった時には、再度申請をする。</u> 益田・美都地域の訪問理容サービスの実施事業所は、理容組合加盟店（市に確認必要） 訪問理容サービスの利用については、許可が下りた後も、次月の利用予定があれば市に連絡が必要。
通所託老サービス	<input type="checkbox"/> 個人現況情報 <input type="checkbox"/> ケアプラン <input type="checkbox"/> 利用票：通所託老サービス利用日は <u>赤ペンで記入(月末から遡って利用)</u>	≪利用可能な施設か市に確認をして下さい≫ ・利用する月は、事前に利用票のみ提出。利用日の変更は、すみやかに市に連絡をすること。 ・事前に確認した利用日であっても、実績により介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えていない場合は、介護保険給付の利用とする。（翌月利用実績報告） ・ケアプランは、更新、見直しなどがあった時に提出。 <u>・年度が変わった時には、再度申請をする。</u> <u>・ひと月当たり、4日を限度とする。</u> ・長期に継続しそうな時には、区分変更申請やサービスの見直しなどの相談を市と行う。

サービス名	必要書類	留意点
入所託老サービス	<input type="checkbox"/> 個人現況情報 <input type="checkbox"/> ケアプラン <input type="checkbox"/> 利用票：入所託老サービス利用日は <u>赤ペンで記入</u> <u>(月末から遡って利用)</u>	<p>《利用可能な施設か市に確認をして下さい》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>利用時はその都度相談してください。(新規扱いとなるため、その都度申請をする。)</u></li> </ul> <p>⇒ 予め、やむを得ない事由により1カ月以上利用する場合は、申請時に利用月を確認。但し、思いがけない事態により、申請時よりも延長しなければならないときは再度申請が必要。(利用日の変更は、市に連絡をすること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に確認した利用日であっても、実績により介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えていない場合は、介護保険給付の利用となる。</li> <li>・<u>ひと月当たり、7日を限度とする。(繰り返し何カ月も利用するサービスではない)</u></li> </ul>

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係 (koreifukushi@city.masuda.lg.jp)

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号 TEL : (0856)31-0235 FAX : (0856)24-0181